

1. 障害者差別解消法について

◎この法律の目指すものは？

この法律は、障害があってもなくても、個人として尊重され、生活していくことができるよう、障害があることで差別を受けることなく、誰もが分け隔てられずに、お互いを尊重しあいながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

◎この法律で決められていることは？

障害のある人が、街に出て買い物をしたり、働いたり、勉強したり、趣味の活動をおこなったりなど、日常生活や社会生活を障害のない人と同じようにおくことができるよう、主に以下について定められています。

- ①国や地方の行政機関や民間事業者等による「障害を理由とする差別」の禁止について
- ②差別の解消をすすめるための基本的な取り組み等について

◎「障害を理由とする差別」ってなに？

この法律で定める「障害を理由とする差別」とは、

- ①不当な差別的取扱い
- ②合理的配慮をしないこと

となっています。

※正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。
(平成25年6月制定、平成28年4月施行)

また、同法律は改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。(令和3年5月改正、令和6年4月施行)

<内閣府ホームページ>

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

